

川俣町行財政改革大綱2020

—未来へつなぐ まちづくりのために—



☆持続可能な未来を織りなす☆

令和2年3月

川俣町行財政改革推進本部

1. 川俣町行財政改革大綱の理念	1
2. 策定の目的	1
3. 大綱における重点事項	1
4. 改革の基本事項	2
(1) 事務事業の目的・資源・成果を明確に	2
(2) EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進	2
(3) SDGs・Society5.0など新たな取り組み	3
5. 計画の期間	3
6. 改革の基本方針	4
【基本方針1 財政運営】 効率的な財政運営の仕組みの構築	5
【基本方針2 行政運営】 行政運営の仕組みの改革	7
【基本方針3 職員意識】 人材育成と多様な働き方	9
【基本方針4 協働と連携】 住民・民間部門とのパートナーシップの強化	11
【基本方針5 公正・透明性】 公正の確保と透明性の向上	12
7. 行財政改革の推進体制	13
8. 検証と見直し	13
資料1 川俣町行財政改革の取り組み	14

1. 川俣町行財政改革大綱の理念

自立した行財政運営の確立

川俣町の将来像

「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」

第5次川俣町振興計画 基本目標：計画の推進 基本施策

「第5次川俣町振興計画」で定めた川俣町の将来像である「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を実現するための基本目標の一つである「計画の推進」基本施策「自立した行財政運営の確立」のためこの大綱を策定し、職員が共通認識を持って、行財政運営に取り組むこととします。

2. 策定の目的

第5次川俣町行財政改革大綱の内容を継承しつつ、少子化、超高齢社会、人口の急激な減少等への対応・住民サービスの維持・向上を図るため、**限りある資源である人材、資産、資金等を効果的・効率的に活用し、持続可能な行財政運営確立のための指針**とします。

3. 大綱における重点事項

◆見える化

現状や、課題の分析により、業務（対策・対応）の必要性を明らかにするとともに、経費や効果、成果も含め可能な限りの「見える化」を図ります。

◆職員の意識改革

「経営的観点・費用対効果・選択と集中」

経営的感覚を持ち、費用対効果や事業の重要性などに特化した予算配分の注力化、重点化あるいは、事業の廃止等、メリハリのある町政運営を図ります。

◆スピードと成果を重視

「課題の把握 → 情報の共有 → 分析 → 解決策」

社会情勢の変化や住民ニーズなど時々刻々と変化する課題の把握に努め、その情報を共有するとともに、内容を分析し、課題の解決に向けた取り組みはスピード感を持って実施し、その成果を重視します。

4. 改革の基本事項



(1) 事務事業の目的・資源・成果を明確に

次の6W2H+1Wを常に意識し、事務事業等を計画・実施します。



- | | |
|------------|--------------|
| 1 Why | なぜ必要なのか？ |
| 2 What | なにをするのか？ |
| 3 Where | どこで実施するのか？ |
| 4 When | いつ実施するのか？ |
| 5 Who | 誰が実施するのか？ |
| 6 Whom | 誰に実施するのか？ |
| 7 How | どのように実現するのか？ |
| 8 How much | いくらかかるのか？ |

これに加えて、次の1Wの概念を重視します。

- 9 Will どうしたいのか、どうなりたいのか。
バックキャストの視点：あるべき未来から振り返って何をすべきか考える

事業実施にあたっての考え方：目的 → 事業 → 結果 → 成果



(2) EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進

事業計画等にあたっては、エピソードやその場限りの経験などによるものではなく、統計データ・資料等の客観的な証拠（エビデンス）に基づき、政策目的を明確にし、コストの削減や効率的・効果的な政策運営を目指すものとします。

(EBPM：Evidence-based Policymaking)

(3) SDGs・Society5.0など新たな取り組み

持続可能な社会へ向けた取り組みであるSDGsや、あらゆるものと情報技術との融合による社会（Society5.0）の出現など新たな取り組みが必要となっています。

川俣町においても、SDGsやSociety5.0などの新たな時代の流れを踏まえ、行財政改革に取り組むものとしします。



SDGs：2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」における「持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）」

17のゴールと169のターゲットからなる。

誰ひとり取り残されない包摂的（inclusive）な世の中をつくっていくことが重要であるとされている。

Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。IoT（Internet of things:物のインターネット）で、すべての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、いろいろな課題や困難を克服する社会。

5. 計画の期間

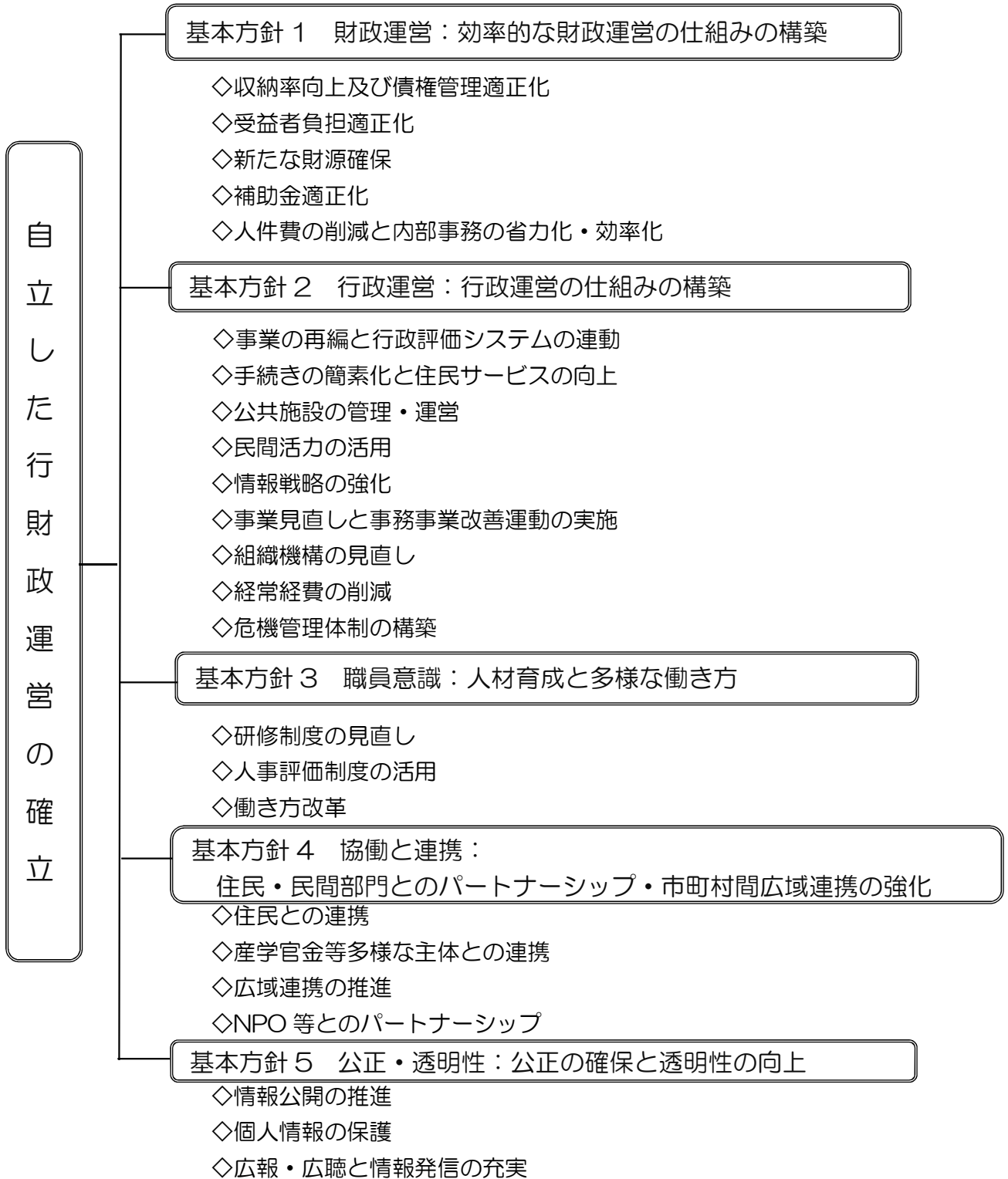
5年間：令和2年度～令和6年度

本大綱の計画期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。

なお、本大綱については、振興計画等関連計画の策定や改訂、社会経済状況、改革の進捗状況等により、必要に応じ見直しを図るものとしします。

6. 改革の基本方針

次の5つの基本方針に基づき、それぞれの取り組みを進めるとともに、見える化を図るため複数年にわたりその推移等をグラフ化するなどして、その状況が誰でもわかるような取り組みとしていきます。



【基本方針1 財政運営】 効率的な財政運営の仕組みの構築

取組1 収納率向上及び債権管理適正化

自主財源確保、公平・公正な住民負担、信頼性の観点から税、料等収納率向上を図ります。

- クレジット収納、電子決済等新たな納税チャネルの検討
 - 財産等調査、インターネット競売等滞納整理の検討
 - 債権管理の適正化
 - ・ 民法や商法の規定により滞納整理等をしている水道料、住宅使用料等
- 《見える化》
- ◆ 納税者数等の推移、税額等の推移、収納率の推移、
コンビニ納付利用者数推移、滞納者数・滞納処分推移（人数、額）等

取組2 受益者負担適正化

使用料や手数料については、公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ります。

- 《見える化》
- ◆ 各施設利用者数推移、維持管理経費推移、利用料集計推移等

取組3 新たな財源確保

従来 of 財源確保の取り組みに加え、新たな財源確保の取り組みを進めます。

- 返礼品の魅力向上によるふるさと納税の推進
 - 地域活性化プロジェクトへの寄付を募るクラウドファンディング型ふるさと納税の活用（企業版ふるさと納税など）
 - 企業誘致による安定的な税収の確保
 - 既存事業所等への新たな雇用創出の取り組み
 - 遊休公有地の売却
- 《見える化》
- ◆ ふるさと納税額と納税者数推移
 - ◆ 事業所数・町民所得等の推移（経済センサス等）
 - ◆ 町所有地の売却件数、金額の推移

取組4 補助金の適正化

これまで取り組んできた次の事項を引き続き実施します。

- 目的達成や必要性の低下したものの廃止、縮減、統合、周期の明確化
- 新規補助金目的を明確にし、期間を定めて交付
- 補助金の既得権化、行政への依存体質改善のため効果、成果を明確化
《見える化》

◆ 町単独補助について、各種団体への運営費補助金額の推移（変動のあるもの）、イベント等の開催事業補助における参加者等の推移

取組5 人件費の削減と内部事務の省力化・効率化

定員適正化計画の策定、**再任用制度**、**会計年度任用職員制度**の運用や効率的な組織機構の再編による適正な人員管理を図ります。

長時間の労働を常態としないための意識改革や、事務の改善・簡素化による業務効率の向上に取り組めます。

- 事務マニュアル化による精度の均一化、省力化、効率化
- 各種帳票など内部書類や会議資料の電子化、タブレット端末の利用等によるペーパーレス化
- 電子決裁の検討

《見える化》

◆ 職員数推移、時間外勤務推移（手当支給など）、人件費推移等

【目標数値】

目標項目	H30 年度末数値	目標値 R6年度末時点
経常収支比率	90.6%	88.0%
一般会計税収納率（合計）	94.84%	95.84%（1.0%上昇）
総人件費（一般会計）	10 億 4,700 万円	R2 年度から始まる会計年度任用職員制度や各種委員会等の開催状況等を勘案し設定
時間外手当（一般会計）の基本給に占める割合	— (2,810 万円)	個人ごと 6%以内
ふるさと納税額	1,664 万円	5,000 万円
〃 クラウドファンディング	—	1,000 万円

【基本方針2 行政運営】行政運営の仕組みの改革

取組1 事業の再編と行政評価システムの連動

第5次振興計画実施計画の事務事業評価による検証に基づく事業の見直し・再編に加え、次の取り組みをしていきます。

- 事務事業評価の予算編成との連動も視野に入れたシステム化の検討
- 「6W2H+1W」の視点からの事業の選択と集中
- RESASによるビッグデータ等を活用した政策立案

《見える化》

- ◆事務事業評価結果

“6W2H+1w”
選択と集中！！



RESAS：内閣府ひと・まち・しごと創生本部が運用している、産業構造や人口動態、人の流れ等に関する官民のいわゆるビッグデータを集約し、可視化を試みるシステム。地域経済分析システムともいう。

取組2 手続きの簡素化と住民サービスの向上

住民サービスにおいては、住民の視点に立った住民ファーストの取り組みを図ります。

- 各種手続きにおける押印の見直し
- 電子申請等による簡素化、利便性の向上、煩雑な手続きの改善
- 接遇研修、接遇マニュアルによる窓口等住民対応の向上

《見える化》

- ◆窓口における各種申請取扱件数
- ◆電子申請（オンライン）手続きとその利用件数

住民ファースト
親切な対応



取組3 公共施設の管理・運営

公共施設については、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき総合的な管理をしていきます。

- 施設ごと個別施設計画による適正管理と定期的な計画の見直し

《見える化》

- ◆各施設の利用者数、維持管理経費の推移

取組4 民間活力の活用

- 業務委託：H19.1 策定「川俣町業務委託方針」に基づき実施。
必要に応じ、方針見直し

- 指定管理者制度：効果等を勘案し「川俣町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」により実施

《見える化》

- ◆公共施設等利用者数及び施設委託料の推移
- ◆山木屋診療所利用者数及び施設委託料の推移

取組5 情報戦略の強化

情報化については、「第2次川俣町情報化計画」を基本として推進します。

- Society5.0 への対応を意識した計画の見直し
- 窓口の電子化、各種業務へのICTの活用、スマートフォンアプリの活用
- SNSなどを活用し双方向も踏まえた広報・広聴機能の充実

《見える化》

◆情報化計画による進捗状況

※情報発信については、「基本方針5 公正・透明性」-「取組3 広報・広聴と情報発信の充実」にも記載

取組6 事務事業改善運動の実施

事務事業の改善においては、現場がその必要性、重要性を最も理解していることから、職員一人一人が自由な発想で提案できるようにすることを基本として推進します。

- 職員提案制度の活用
- 事務事業改善運動取り組みの検討
- 定期的な内部会議や課を越えた打ち合せの実施
 - ・ 何事もフラットに話し合える風通しの良い職場環境の醸成
 - ・ コミュニケーションの活性化とダイアログのすすめ

ダイアログ：年齢、肩書、性別関係なく、フラットにフラットにフレキシブルに議論すること

- ・ 課（役場）全体の業務内容・進捗状況等情報共有化、意見交換等

《見える化》

◆職員提案制度の提案数・採択件数

活発なコミュニケーションで

モチベーション up

ダイアログのすすめ



取組7 組織機構の見直し

多様化する住民ニーズや社会情勢の変化など、新たな行政課題に、柔軟かつ的確に対応できるよう横断的で、機動性に富んだ組織機構の編成に取り組みます。

- 事務改善審議会による組織機構の見直し

《見える化》

◆組織機構及び業務一覧

取組8 経常経費の削減

経常経費の削減については、次の取り組みをしていきます。

- 第5次行財政改革を継承
- 配当主義による予算編成（シーリング方式）
- 物件費削減マニュアルによるさらなる抑制と周知徹底
- 電気使用量の抑制・平準化・効率的な運用
- 環境への配慮も踏まえたクールビズ・ウォームビズの取り組み

《見える化》

◆物件費（経常経費分・主な施設電気料・燃料費）の推移

取組9 危機管理体制の構築

災害などの突発的な緊急事態発生の際はもちろん、発生が予想されるときなどには、災害対策本部を速やかに設置し、その対策にあたるものとします。

対策にあたっては、「川俣町地域防災計画」に基づき全職員体制の下、適時に人員配置等の対応を図ることとします。

■より速やかな対応のための手順書作成

《見える化》

◆災害対策本部設置回数

◆災害時の職員動員数

【目標数値】

目標項目	H30 年度末数値	目標値 R6年度末時点
職員提案数	2	10
物件費（経常経費分）削減	1億1,700万円	1億1,200万円 (△500万円)
(住民) 手続きのオンライン化	6	12

【基本方針3 職員意識】 人材育成と多様な働き方



人材に求められるものは、
行動力と好奇心！！

知識・情報：検索すれば膨大な情報が入ってくる

取組1 研修制度の見直し

職員の意欲と能力を最大限に引き出すために組織的な取り組みを行います。

柔軟な発想やコスト意識、コミュニケーション能力の向上、町政を俯瞰し経営的な思考で町づくりを進める感覚を養うことなど職員のスキルアップだけでなく、**意識改革を図る**ことをも目的とし、研修制度を見直します。

■研修計画の策定と周知

■職員自らの発想による自主研修の仕組みや支援制度等の創設

■能力・意欲の向上のため講師招へいによるテーマ別研修や各種研修会への参加など多様な機会の創出

■OJTの充実（職場での実務研修・指導体制の明確化）

《見える化》

- ◆研修種別ごとの実施回数
- ◆招聘した講師による研修の回数と参加者数

取組2 人事評価制度の活用

職員個々の能力や実績等を把握して**適材適所の人事配置**や、**人材育成の観点**に配慮した人事管理のため人事評価制度を活用していきます。

取組3 働き方改革

ワークライフバランスの観点から、フレックスタイムやテレワークなど多様な働き方について検討します。

また、職員一人ひとりのライフステージに応じた働き方ができるよう休暇・休業制度の活用促進等を図ります。

さらに、健康診断やメンタルヘルズ講座を実施する等**心身両面から健全な働き方**ができるよう配慮します。

- 時差出勤、フレックスタイム制度等のさらなる活用
- メンタルヘルズセミナー・カウンセリング等の実施
- 人生設計のためのキャリアプラン研修の実施

《見える化》

- ◆休暇取得日数
- ◆産前産後休暇・育児休暇・介護休暇等特別休暇の取得者数



心も体も健康に

【目標数値】

目標項目	H30年度末数値	目標値 R6年度末時点
休暇取得日数 10日以上	55/130人	職員数の2/3
勤務状況調査 適正項目 「適している」「非常に適している」との回答者割合	21.5% (28/130)	30%以上
講師招へい研修会開催数	1回/年	3回/年

【基本方針4 協働と連携】

住民・民間部門とのパートナーシップ・市町村間広域連携の強化

取組1 住民との連携

住民との連携を推進するため、町政懇談会のあり方を見直すなど住民との対話を活性化させることや、ICT活用による、SNSなどを利用した双方向のコミュニケーションを図り、住民との情報共有を積極的に行い、連携を強化していきます。

また、地域においては、住民の自主性を重んじる取り組みを自治会等が中心となって進めていけるよう支援していきます。

- 自治組織地区助成金の継続
- 「みんなでつくるまちづくり条例」の制度見直しと活用
- 自治会担当職員制度の活用

《見える化》

◆住民懇談会参加者数（全体・地区別）

取組2 産学官金等多様な主体との連携

地域の課題や複雑多様化する住民ニーズへの対応のため、産学官金等多様な主体との連携により課題の解決に取り組みます。

- 他市町村・大学・金融機関等との連携協定による取り組みの実施
- 企業等とのパートナーシップによる新たな事業の実施
- 連携先から講師を迎え多様な研修会実施

《見える化》

◆連携協定締結一覧

取組3 広域連携の推進

近隣市町村等との広域連携により町単独でのフルセット行政から自治体単位を超えた役割分担や政策展開を積極的に推進していきます。

《見える化》

◆広域連携により取り組んでいる事業

取組4 NPO等とのパートナーシップ

行政だけでは解決できない課題などについて、NPO（民間非営利団体）など自主的な活動と行政との協働による、幅広い分野でのパートナーシップを構築し、行政運営を推進していきます。

《見える化》

◆NPO等との連携による実施事業と利用者数等

【目標数値】

目標項目	H30 年度末数値	目標値 R6 年度末時点
自治会担当職員制度活用	0	6
みんなでつくるまちづくり 事業補助金活用団体数	0	3

【基本方針5 公正・透明性】 公正の確保と透明性の向上

取組1 情報公開の推進

開かれた町政を推進するため、川俣町情報公開条例に基づき、運用の実態を踏まえ、その内容の充実に努めます。

《見える化》

◆情報公開の請求件数推移

取組2 個人情報の保護

川俣町個人情報保護条例に基づき、町が保有するすべての個人情報を対象とした個人情報保護の一層の充実を図ります。

取組3 広報・広聴と情報発信の充実

住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため広報・広聴のより一層の充実を図ります。

■スマートフォン等の利用によるSNSを活用した双方向コミュニケーションの実施

■シティプロモーションの観点から町の情報を広く発信し、交流人口の増加にも寄与する取り組み

《見える化》

◆ホームページアクセス数

◆インフォかわまた登録者数

◆Facebook 等 SNS 情報掲載数

【目標数値】

目標項目	H30 年度末数値	目標値 R6 年度末時点
ホームページアクセス数	109,528	150,000
SNS 情報投稿数（月平均）	11.5	30
SNS フォロワー数	194	1,000

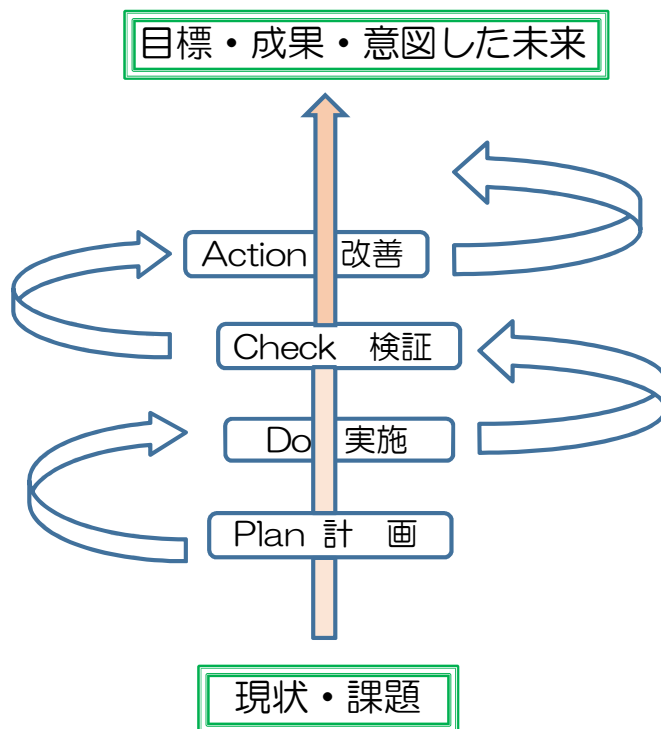
7. 行財政改革の推進体制

- (1) 行財政改革を着実に推進するため、行財政改革推進本部を中心に、各部署が一丸となって取り組んでいきます。
また、改革の推進にあたっては、行財政改革推進委員会の意見も反映しながら、取り組んでいきます。
- (2) 町監査委員による監査結果の反映については、主管課長に具体的な改善策を提出させるなど、事後処理の徹底を図ります。
- (3) 住民の理解を得ながら、パートナーシップのもと行財政改革を推進するため、本大綱をホームページ等で公表するものとします。

8. 検証と見直し

行財政改革大綱については、行財政推進本部において決算確定後に毎年度の取り組みについて進捗を管理し、その実績を公表します。

公表した実績については、住民の意見等を反映して見直すこととします。これを P（計画 Plan）－ D（Do 実施）－ C（Check 検証）－ A（Action 見直し）サイクルとして実施します。



P-D-C-A サイクルは、図のようにならせん状に目標に向かうイメージです。



資料 1 川俣町行財政改革の取り組み

- 昭和59年 1月 川俣町行財政改革審議会設置
- 昭和60年12月 川俣町行財政改革大綱（第1次行革大綱）策定
- 平成 1年 4月 第3次川俣町振興計画策定
- 平成 5年12月 川俣町活性化委員会設置
- 平成 7年 3月 川俣町活性化基本計画・実施計画策定
- 平成 7年 7月 川俣町行財政改革基本構想庁議決定
川俣町行財政改革推進本部設置要綱制定
川俣町行財政改革推進委員会設置要綱制定
- 平成 7年12月 新川俣町行財政改革大綱（第2次行革大綱）策定
- 平成 7年～ 川俣町財政健全化計画策定（以後毎年改定）
- 平成 8年 川俣町公債費負担適正化計画策定
- 平成10年 9月 第4次川俣町振興計画策定
- 平成11年12月 第3次川俣町行財政改革大綱策定
- 平成11年12月 「川俣町公債費負担適正化計画」完了
（平成11年12月10日付 自治省財務局通知による）
- 平成13年12月 第4次川俣町行財政改革大綱策定
- 平成14年 3月 財政構造改革プログラム策定
- 平成15年 3月 財政構造改革プラン策定
- 平成17年12月 川俣町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に
関する条例制定
- 平成18年 1月 第5次川俣町行財政改革大綱策定
- 平成18年 2月 川俣町行財政集中改革プラン策定
- 平成19年 1月 会議改善マニュアル策定
- 平成19年 1月 川俣町業務委託方針策定
- 平成19年 1月 物件費節減マニュアル策定（改訂版）
- 平成22年 9月 第5次川俣町振興計画策定
- 平成29年 7月 第5次川俣町振興計画 後期基本計画策定

川俣町行財政改革大綱2020

令和2年3月発行

川俣町企画財政課

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
電話 024-566-2111(内線 1202)